

ジェイアール東海不動産株式会社と請負契約等を締結されている会社で働く皆様へ
(内部通報制度に関するお知らせ)

公益通報者保護法の趣旨を踏まえ、コンプライアンス経営の更なる推進のため、ジェイアール東海不動産株式会社（以下、「当社」といいます。）では、従前より内部通報制度を設けております。当社と請負契約、工事契約等（以下、「請負契約等」といいます。）を締結されている会社（以下、「取引先会社」といいます。）で働く皆様も、当社の内部通報制度を利用することができますので、下記の通りお知らせします。

記

1 制度利用対象者

- ・取引先会社で、労務等を継続的に提供している方
- ・通報日から前1年以内の退職者の方
- ・派遣労働者及び通報日から前1年以内に派遣労働者として従事していた方

2 通報対象事案

- ・当社と取引先会社の間で締結されている請負契約等の内容に関する事
- ・契約締結の過程における行為、若しくは契約に基づいて行う事業等に関し、法令等に違反又はその恐れがある行為等に関する事

3 内部通報窓口

社内窓口（ジェイアール東海不動産株式会社 総務部）
TEL：03-4346-2451（9時00分～17時30分）※土日、祝日を除く
メールアドレス：naibutsuho@jr-estate.co.jp

4 その他

- ・不正な目的によるものでない限り、内部通報を行ったことにより、当社より不利益な取り扱いを受けることはありません。
- ・通報者は原則として、氏名及び連絡先を明らかにする必要がありますが、電子メールまたは電話により、窓口が通報者に直接連絡できる場合は、匿名とすることができます。

以上

担当：ジェイアール東海不動産株式会社 総務部総務課